

○組合分賦金の納期に関する規則

制 定 昭 35. 3.11 規則 1

最近改正 昭 58. 4. 1 規則 2

第 1 条 淀川左岸水防事務組合同規約（昭和 33 年告示第 1 号）第 13 条の規定による分賦金（以下「分賦金」という。）の納期は、この規則の定めるところによる。

第 2 条 分賦金は 2 分し、それぞれの納期は次のとおりとする。ただし、管理者においてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第 1 期 4 月 1 日より 6 月末日まで

第 2 期 9 月 1 日より 11 月末日まで

2 前項の規定にかかわらず関係市は、第 1 期の納期内に分賦金の年額を一時に納付することができる。

第 3 条 分賦金の年額が 100,000 円に満たない金額であるときは、第 1 期においてその全額を徴収する。

第 4 条 この規則の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭 45.12.16 規則 8）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 58. 4. 1 規則 2）

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。